答弁第八六号

内閣衆質一六八第八六号

平成十九年十月十六日

内閣総理大臣 福 田 康 夫

衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出個人情報保護と外務省職員の公務との関係に関する質問に対し、 別紙答弁書を

送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出個人情報保護と外務省職員の公務との関係に関する質問に対する答弁書

一について

先の答弁書 (平成十九年十月二日内閣衆質一六八第三二号) で述べた「個人情報保護」とは、 氏名等の

個人に関する情報を保護することを意味するものである。

二について

公務とは、 一般に、 国若しくは公共団体の事務又は公務員の職務を意味するものと承知している。

三から七までについて

外務省欧州局ロシア課の事務官が北海道新聞社の取材を受け回答を行ったことは、二についてで述べた

公務に該当する。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成十一年法律第四十二号) において開示対象とされる

行政文書については、 同法第二条第二項に定義規定が置かれているが、 同法で開示対象としている文書等

は現に当該行政機関が保有しているものに限られ、行政機関が保有していない文書等に係る情報について

まで、 情報の公開を求めているものではない。 お尋ねにある北海道新聞取材に係る文書については、 外務

_

省においてそもそも作成されていない。

先の答弁書(平成十九年十月二日内閣衆質一六八第三二号)において事務官の氏名をお答えすることを

差し控えることとしたのは、お尋ねの「回答」を行った事務官の氏名は公表されていないためである。